科学研究費助成事業

平成 28年 5月 23日現在

研究成果報告書

機関番号: 31302 研究種目:研究活動スタート支援 研究期間: 2014~2015 課題番号: 26885054 研究課題名(和文)技術革新を促進する特許買い取りメカニズムの構築

研究課題名(英文)The design of patent buyout mechanisms

研究代表者

稲見 裕介(INAMI, Yusuke)

東北学院大学・経済学部・講師

研究者番号:10735997

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文):本研究では、技術革新を促進する特許買い取りメカニズムを分析した。特許を保有する企業 と特許を保有しない企業との間の特許の価値に関する情報の非対称性を明示的に考察した。また、特許買い取りメカニ ズムを評価する指標を新たに提案した。企業は、研究開発投資を行うことによって、特許を取得することができる。特 許買い取りメカニズムが存在することで、企業の研究開発投資行動にどのような影響を及ぼすかについても考察した。

研究成果の概要(英文): This research analyzed patent buyout mechanisms that enhance innovation. The informational asymmetry between the firm that holds patent rights and the firm that does not was explicitly considered. Also, a new evaluation method of patent buyout mechanisms was proposed. It is not until firms invest in research and development (R&D), and create new goods or develop new production technology that they are awarded patent rights. In this research, it was considered how patent buyout mechanisms affect firms' investment behaviors in R&D.

研究分野: 理論経済学

キーワード: 産業財産権制度



1.研究開始当初の背景

(1)既存の特許制度は、発明者に独占的 排他権を与える。そのため、市場における 企業間の競争は制限され、社会的に非効率 な状態が生まれる。

日本を含む多くの国の特許制度には、強 制実施権という仕組みが備えられている。 この仕組みを利用すれば、特許を保有しな い者であっても、特許によって保護された 技術を使用することができる。そのため、 現在の特許制度のままであっても、社会的 に非効率な状態を改善することは可能であ るように思える。

しかし、強制実施権が実際に用いられる ことは非常にまれである。少なくとも、日 本において、この仕組みが用いられたこと は一度もない。というのも、強制実施権を 用いるためには、厳しい要件を満たさなけ ればならないからである。まず、強制実施 権を用いる正当な理由が必要である。例え ば、公共の福祉を目的とする場合がある。 次に、正当な理由があると認められた場合 でも、特許によって保護された技術を使用 するために、特許を保有しない者は、特許 を保有する者に対して、一定の使用料を支 払わなければならない。

強制実施権が用いられた場合の特許の使 用料は、特許を保有しない者と保有する者 との間で決められることになっている。し かし、特許を保有する者にとって、特許を 保有しない者に特許によって保護された技 術の使用を認めることは、自身が持つ独占 的排他権の効力を弱めることを意味し、当 事者間で合意に至るとは考えにくい。した がって、このような場合には、公的機関が 仲裁に入り、金額を決定すると定められて いる。

(2)公的機関が仲裁に入り、金額を決定 する際に問題となるのが、その決定方法で ある。一般に、公的機関は特許の価値に関 する詳細な情報を持たないため、正確な金 額を算出することは困難である。加えて、 この決定される使用料は、特許を保有して いる者が十分に納得できるものである必要 がある。なぜなら、特許を取得するために 研究開発に費やした金額に比べて余りに低 い金額しか手にすることができないとなる と、誰も研究開発投資を行い、特許を取得 しようと思わないからである。

特許使用料決定の困難さが、強制実施権 の運用を阻む原因になっていると考えられ る。とはいえ、例えば医薬品産業では、特 許があるがために本当に必要としている 人々の下に医薬品が届かないという事態が 生じている。こうした状況を改善するため に、Kremer(1998)は、政府が特許を 買い取り、あらゆる人が利用できるように する(特許をパブリック・ドメインに置く) ということを提言している。Kremer(19

98)は、特許の価値に関して何も知らな い政府が、特許を保有しない者が持つ情報 を利用することで、特許買い取り価格を決 定することを考えている。具体的には、次 のような仕組みを例として挙げている。ま ず、特許がオークションに出品され、特許 を保有しない者がオークションに参加する。 次に、オークションにおいて二番目に高い 入札額が、政府によって数倍され、特許買 い取り価格として決定される。そして、政 府が特許を保有する者に特許買い取り価格 を提示し、特許を保有する者が提示を受け 入れれば、特許は買い取られ、パブリック・ ドメインに置かれる。一定の確率で最も高 い入札をした者が特許を得るというルール にすることで、特許を保有しない者が特許 の価値を過大に評価しないよう試みている。

しかし、Kremer(1998)は、オーク ション理論の観点から、厳密に特許買い取 リメカニズムを分析しているとは言えず、 また、政府が費用を負担して特許を買い取 ることによって社会的に非効率な状態が改 善されるかどうかということも議論してい ない。さらに、一定の確率で最も高い入札 をした者が特許を保有している者から特許 を譲り受けるというルールは、特許買い取 リメカニズムの運用を考えた場合、実現可 能とは言い難い。

稲見(2013)は、Kremer(1998) とは違う形で、特許を保有しない者が持つ 特許の価値に関する情報を引き出すことを 考えている。特許を保有しない者も特許買 い取り価格の一部を負担するようにするこ とで、特許の価値を正確に把握することを 試みている。また、特許を買い取ることに よって社会的に非効率な状態が改善される かどうかということを、社会的余剰の変化 と政府によって支出される特許買い取り価 格とを用いて評価し、調べている。

稲見(2013)は、特許を保有する者 も保有しない者も、お互いに特許の価値に 関して完全に知っているという仮定の下で 分析を行っている。しかし、特許を保有す る者と特許を保有しない者との間で、特許 の価値に関して異なる情報を持っていると 考える方がより自然である。

2.研究の目的

(1) 本研究では、特許を保有する者と特許 を保有しない者との間に、特許の価値に関 して情報の非対称性がある場合を考え、ど のような特許買い取りメカニズムを構築す ればよいか分析する。Kremer(1998) と稲見(2013)を除けば、特許買い取 りメカニズムそのものに焦点を当てて分析 を行った先行研究は存在しないため、新し い試みである。

(2)また稲見(2013)は、社会的余 剰の変化と政府によって支出される特許買 い取り価格を用いて特許買い取りメカニズ ムを評価している。しかし、余剰分析が適 用できる財・サービス市場は限られている ことがわかっている。したがって、様々な 財・サービスに関する特許を買い取るメカ ニズムを評価するためには、余剰分析を用 いない手法の確立が必要となる。

(3)特許制度が維持されている理由の一つに、技術革新の創出がある。特許制度に よって発明者が保護されるということが明確にされていることで、研究開発投資が積 極的に行われると考えられているからであ る。そこで、特許買い取りメカニズムが存 在することが、研究開発投資行動にどのよ うな影響を及ぼすかということを明らかに する。

3.研究の方法

(1) 特許を保有する企業が一社、特許を 保有しない企業が一社というシンプルな状 況を考える。特許を保有する企業と特許を 保有しない企業との間の特許の価値に関す る情報の非対称性については、次のように する:特許を保有する企業は、特許がパブ リック・ドメインに置かれた場合に、特許 を保有しない企業がどのような限界費用で 財・サービスを生産できるか正確には知ら ないものとし、一方、特許を保有しない企 業は、特許を保有する企業がどのような限 界費用で財・サービスを生産できるか正確 に知っているものとする。この設定の下で、 特許買い取り価格を低く抑えるためには、 どのような特許買い取りメカニズムを構築 すればよいか考える。

企業は、研究開発投資を行うことによ って、新製品の開発や新しい生産技術の確 立に成功し、特許を取得することができる。 そこで、企業の研究開発投資行動と特許買 い取りメカニズムとの関係について分析す る。具体的には、政府が特許の買い取りを 行う前段階として企業が研究開発投資に関 して意思決定を行う機会を設け、特許買い 取りメカニズムがある場合とない場合とで 研究開発投資行動にどのような違いがでる か調べる。

稲見(2013)は、政府によって特 許が買い取られ、パブリック・ドメインに 置かれて初めて、特許を保有しなかった企 業が特許を保有していた企業とクールノー 競争を行うことができる状況を考えている。 こうした分析は、製品開発に直結するよう な特許を想定する場合にはもっともらしい と言える。一方で、生産技術に関する特許 を想定する場合、たとえその特許を保有し ない企業であっても製品の生産は可能であ る。新しく考える特許買い取りメカニズム が、このような状況にも適用できるかどう か調べる。

(2) 特許を保有する企業が一社、特許 を保有しない企業が二社という状況を考え る。特許を保有する企業と特許を保有しな い企業との間の特許の価値に関する情報の 非対称性については、特許を保有しない企 業が一社の場合と同様にする。一方で、特 許を保有しない企業が二社いるため、特許 を保有しない企業の間での特許の価値に関 する情報の非対称性も考える必要がでてく る。本研究ではこの問題は取り扱わない。

特許を保有しない企業が一社である場 合と同様に、企業の研究開発投資行動と特 許買い取りメカニズムの関係について分析 する。特に、企業数が増えたことによって 個々の企業が特許を取得する確率が低くな ることを想定する時、特許買い取りメカニ ズムがある場合とない場合とで研究開発投 資行動にどのような違いがでるか調べる。

特許を保有しない企業が一社である場 合と同様に、製品開発に直結するような特 許を想定する場合だけでなく、生産技術に 関する特許を想定する場合についても分析 を行う。企業数が増えることによって、特 許が買い取られ、パブリック・ドメインに 置かれた際に特許を保有していなかった企 業が得る便益は低下する。この効果が、特 許買い取りメカニズムを用いた結果にどの 程度影響を及ぼすのか考える。

(3)特許庁図書館には産業財産権に関す る様々な資料が保管されている。日本にお いて強制実施権が運用された例はないが、 強制実施権についてどのような議論がなさ れているか把握するため資料収集を行う。 インドなどの諸外国において、強制実施権 が運用された例がある。強制実施権を運用 したことでどのようなことが起こったか調 べる。

4.研究成果

(1) 特許を保有しない企業が一社で あるシンプルな状況において、特許買い取 リメカニズムの構築を行った。特許を保有 しない企業に特許買い取り価格の一部を負 担させることで、特許買い取り価格を抑制 することができる。この結果は、特許を保 有する企業と特許を保有しない企業との間 に、特許の価値に関して情報の非対称性が ない場合を分析した稲見(2013)と同 じである。

また、特許買い取りメカニズムを評価す る方法として、情報の非対称性がない場合 と比較して特許買い取り価格がどのように 変化したかという指標を新たに導入した。 この指標であれば、どのような財・サービ スに関する特許を対象とした特許買い取り メカニズムであってもその優劣を評価する ことができる。

特許を保有する企業と特許を保有しない 企業との間に、特許の価値に関して情報の 非対称性がある場合を考えることで、政府 が特許買い取り価格を提示した際の特許を 保有する企業の行動がより複雑になる。具 体的には、特許を保有する企業が、提示さ れた特許買い取り価格から特許を保有しな い企業の限界費用を推測し、自身にとって 最適な行動を選択するようになる。この点 については、今後さらに分析する必要があ る。

企業の研究開発投資行動と特許買い取 リメカニズムとの関係について分析を行う 枠組みを構築した。研究開発投資額と、企 業が市場で得ることができる利潤の詳細な データを集めることで、特許買い取りメカ ニズムがある場合とない場合とで研究開発 投資行動にどのような違いがあるかを明確 にすることができる。

製品開発に直結するような特許を想定 した場合に考えた特許買い取りメカニズム は、生産技術に関する特許を想定した場合 でも、同様に上手く機能する。このことか ら、例えば市場において両企業が独占的競 争を行うといった異なる競争環境を考えた 場合でも、特許買い取りメカニズムを機能 させることができるのではないかと予想し ている。

(2) 特許を保有しない企業が二社い る状況において、特許買い取りメカニズム の構築を行った。特許を保有しない企業が 一社である場合と同様に、特許を保有しな い企業に特許買い取り価格の一部を負担さ せることで、特許買い取り価格を抑制する ことができる。

特許を保有しない企業が一社いる場合と 大きく異なる点は、政府が特許買い取り価格として採用することができる価格候補が 複数存在する場合があることである。そこ で、最も高い価格を特許買い取り価格とし て採用する特許買い取りメカニズムと、二 番目に高い価格を特許買い取り価格として 採用する特許買い取りメカニズムを考えた。

特許を保有しない企業の数が増えていく につれて、考えることができる特許買い取 リメカニズムが増えていくと考えられる。 したがって、最適な特許買い取りメカニズ ムの問題にも取り組む必要がある。

特許を保有しない企業間の特許の価値に 関する情報の非対称性の問題については扱 わなかった。また、特許を保有しない企業 が、特許がパブリック・ドメインに置かれ た場合に特許を保有する企業がどのような 限界費用で財・サービスを生産できるか正 確に知っているという仮定は、十分強いも のである。特許を保有しない企業間の情報 の非対称性の問題や、特許を保有する企業 と特許を保有しない企業との間の情報の非 対称性の問題は、今後、さらに分析する必 要がある。

特許を保有しない企業が一社である場 合と同様に、企業の研究開発投資行動と特 許買い取りメカニズムとの関係について分 析を行う枠組みを構築した。研究開発投資 額と発明の成功確率との関係は企業間で違 いはないものとして分析を行った。この仮 定を緩めれば、特許買い取りメカニズムが ある場合とない場合とで企業の研究開発投 資行動にどのような違いがでるかより詳細 な議論をすることができる。

企業数が増えることで特許がパブリッ ク・ドメインに置かれた場合に特許を保有 していなかった企業が得る便益は減少する。 このことは、特許買い取りメカニズムが上 手く機能する最適な企業数が存在すること を示唆している。製品開発に直結するよう な特許を想定した場合と、生産技術に関す る特許を想定した場合とで最適な企業数が どのように異なるか考える必要がある。

(3)強制実施権に関する文献調査を行った結果、インドだけでなく、タイのよう な新興国や、カナダのような先進国におい ても強制実施権が適用された例があること がわかった。ただし、いずれの場合も、医 薬品に関する特許に対して発動されたもの であった。

<引用文献>

Kremer, M., "Patent Buyouts: A Mechanism for Encouraging Innovation," *The Quarterly Journal of Economics*, 113 (1998), 1137-1167.

稲見裕介,"特許制度を補完する望ましい 特許買取り制度の研究,"6月,2013年,特 許庁委託平成23年度産業財産権研究推進事 業(平成23年~25年度)報告書,知的財産 研究所.

5.主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計0件)

6.研究組織

(1)研究代表者
稲見 裕介(INAMI, Yusuke)
東北学院大学・経済学部・講師
研究者番号:10735997